

2 労働移動支援助成金

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等の再就職援助のための措置等を講じる事業主に対して助成するものであり、当該労働者の早期再就職を目的としています。

本助成金は次の3つの奨励金に分けられます。

- I 再就職援助計画等の対象者の再就職支援を行う事業主に助成を行う「再就職支援奨励金」
- II 再就職援助計画等の対象者を雇い入れる事業主に助成を行う「受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援）・（人材育成支援）」
- III 生涯現役企業として中高年労働者を移籍により受け入れ又は移籍により受け入れて訓練を行う事業主に助成を行う「キャリア希望実現支援助成金（生涯現役受入支援）・（移籍人材育成支援）」

I 再就職支援奨励金

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主に対して助成するものであり、労働者の早期再就職の促進を目的としています。

なお、再就職支援奨励金は、「委託開始申請分」「再就職実現申請分」から構成されるほか、支給対象措置によって次のように区分されます。

委託開始申請分	離職する労働者の再就職支援を職業紹介事業者に委託した際に支給申請を行う分（職業紹介事業者への委託に要した費用の一部の助成）
再就職実現申請分	離職する労働者の再就職が実現した際に支給申請を行う分
再就職支援	（職業紹介事業者への委託に要した費用の一部の助成（委託開始申請分を除く））
訓練	（職業紹介事業者への委託に要した費用のうち、再就職支援の一環として行われた訓練に係る上乗せ助成）
グループワーク	（職業紹介事業者への委託に要した費用のうち、再就職支援の一環として行われたグループワークに係る上乗せ助成）
休暇付与支援	（離職が決定している労働者に対して事業主が求職活動のための休暇を与えた場合の助成）

対象となる措置

本奨励金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次の1の対象労働者に対して2～4の措置を実施した場合にそれぞれ受給することができます。2～4については、そのすべてを実施することも可能ですし、「2と3」あるいは「4」の措置のみを実施することも可能です。なおこれらの措置を受けた対象労働者を以下「支給対象者」といいます。

1 対象労働者

本奨励金における「対象労働者」は、次の（1）～（7）のすべてに該当する労働者です。

- （1）事業主の作成する「再就職援助計画」（※1）、または「求職活動支援書」（※2）の対象者

※1 事業主は、事業規模の縮小等に伴って労働者の離職を発生させる場合、「雇用対策法」第6条に基づいて、本人の再就職活動に対して援助することが必要です。

「再就職援助計画」とは、事業主が、1か月以内に常用労働者が30人以上離職するような事業規模の縮小等を行おうとするときに、「雇用対策法」第24条に基づいて、事業主に作成が義務付けられている計画書のことであり、事業主が労働者に対して講じようとする再就職援助の内容を記載して、ハローワークに提出し、所長の認定を受ける必要があります。なおこの計画は、離職する労働者が30人未満の場合でも任意で作成することができます。

<「再就職援助計画」の対象者>

「再就職援助計画」は、勤務していた事業所における事業規模の縮小等（事業活動の縮小、事業の転換または廃止を含む）を原因として、解雇、勧奨退職、希望退職応募等により離職が決定した者が対象となり、「事業規模の縮小等」を伴わずに離職するに至った者については対象となりません。

「再就職援助計画」は「常用労働者」が対象となりますが、雇用期間の定めのない週20時間以上のパート労働者や、3年以上引き続き雇用されて本人が更新を希望したにもかかわらず雇止めとなった有期雇用労働者などもこれに含まれます。

<労働契約の終了に関するルール>

解雇等の労働契約の終了に関するルールについては、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) > 「雇用・労働」の欄の「雇用」> 「事業主の方へ」> 「労働契約の終了に関するルール」のページをご覧ください。

※2 「求職活動支援書」とは、「高年齢者雇用安定法」第17条に基づき解雇等により離職することとなっている45歳以上65歳未満の労働者のうち、再就職を希望する者に対して、事業主が講じようとする再就職援助の内容等を記載する書面をいいます。また、本奨励金を受けるためには、求職活動支援書を作成・交付する前に、対象者に共通して講じようとする再就職援助の内容等を記載する「求職活動支援基本計画書」を作成し、管轄の労働局に提出する必要があります。

(2) 申請事業主に雇用保険の一般被保険者として継続して雇用された期間が1年以上(※3)であること

※3 再就職支援の委託契約日の前日時点、休暇付与支援の休暇初日の前日時点で1年以上であることが必要です。

(3) 申請事業主の事業所への復帰の見込みがないこと

(4) 再就職先が未定であること、またはこれに準ずる状況にあること

(5) 職業紹介事業者によって退職勧奨を受けたと受け止めている者でないこと

(6) 申請事業主によって退職強要(※4)を受けたと受け止めている者でないこと

※4 事業主が労働者に対して行う退職勧奨が退職強要に当たるか否かについては、司法によって認定されるべきですが、本助成金における「退職強要」とは、支給対象者が、申請事業主から退職勧奨（解雇の場合を含まない）を受けて退職することとなった過程において、退職の意思がないのにも関わらず、多数回・長期に及ぶ退職勧奨が行われたり、退職や著しい処遇低下以外の選択肢を与えられないなど、自由な意思決定が妨げられる状況に置かれて退職の合意を求められることをいいます。

(7) 職業紹介事業者に対する委託により行われる再就職支援を受けている者の場合は、当該職業紹介事業者の行う再就職支援を受けるとして承諾している者であること

2 委託開始申請分の対象となる措置

本奨励金のうち「委託開始申請分」は、次の(1)と(2)に該当する措置をとった場合に対象となります。

(1) 再就職援助計画の認定または求職活動支援基本計画書の提出

次の①または②を行うこと

① 再就職援助計画の認定

次のア～エのすべてに該当すること

ア 再就職援助のための措置の内容を記載した再就職援助計画を作成すること

- イ 再就職援助計画に、対象労働者の再就職支援を職業紹介事業者に委託して行う旨を記載すること
- ウ 再就職援助計画の内容について労働組合等から同意を得ること
- エ 再就職援助計画について、雇用対策法 24 条第 3 項または第 25 条第 1 項の規定によりハローワーク所長の認定を受けること

② 求職活動支援基本計画書の提出

次のア～オのすべてに該当すること

- ア 再就職援助のための措置の内容を記載した求職活動支援基本計画書を作成すること
- イ 求職活動支援基本計画書に、対象労働者の再就職支援を職業紹介事業者に委託して行う旨を記載すること
- ウ 求職活動支援基本計画書の内容について労働組合等から同意を得ること
- エ 求職活動支援基本計画書について、管轄の労働局に提出すること
- オ 求職活動支援基本計画書の提出後に、個々の対象労働者に対して求職活動支援書を作成して交付すること

(2) 再就職支援の委託と費用負担

再就職援助計画の認定または求職活動支援基本計画書の提出の後に、雇用する支給対象者の再就職支援の実施について職業紹介事業者（※5）との間で委託契約を締結し、当該委託に要する費用を負担すること

※5 職業安定法第 3 2 条の 3 第 1 項に規定する有料職業紹介事業者であり、本奨励金の支給に関し厚生労働省職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限ります。該当事業者については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) > 「雇用・労働」の欄の「雇用」> 「雇用関係助成金」> 「雇用関係助成金を取り扱う民間職業紹介事業者」に掲げた一覧表をご覧ください。

3 再就職実現申請分（再就職支援）の対象となる措置

本奨励金のうち「再就職実現申請分（再就職支援）」は、次の（1）の措置をとった場合に対象となります。なお、次の（1）の措置をとった上で、（2）か（3）のいずれか一つまたは両方の措置をとった場合、（2）については訓練加算、（3）についてはグループワーク加算の対象となります。

(1) 委託による再就職支援

次の①～③のすべてを満たすこと

- ① 上記「2 委託開始申請分の対象となる措置」を行っていること
- ② 委託に基づいて職業紹介事業者に支給対象者の再就職支援を行わせたこと
- ③ 再就職の実現（支給対象者が、その離職の日の翌日から起算して6か月以内（支給対象者が45歳以上の者の場合は9か月以内）（以下「助成対象期限」という）に、雇用保険の一般被保険者として再就職を実現すること（※6））

※6 支給対象者の再就職先は、委託を受けた民間の職業紹介事業者によって紹介された事業所でなくても差し支えありません。

注意 当該支給対象者の再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者、または当該職業紹介事業者の関連会社に雇い入れられた場合は、以下のア～ウのすべてを満たす場合を除き、支給対象となりません。

- ア 期間の定めのない雇用契約、または反復更新されることが見込まれる6か月以上の雇用期間を定めた雇用契約により雇入れられたものであること
- イ フルタイム労働者であること
- ウ 派遣労働者として就業するものでないこと

(2) 訓練

委託先の職業紹介事業者に、次の①～⑥のすべてを満たす訓練を行わせること

- ① 再就職支援の一部として、委託先の職業紹介事業者または当該職業紹介事業者からの再委託によって実施される訓練であること
- ② 訓練内容が、次のア～エのすべてを満たす、支給対象者の再就職の実現に資するものであること（その呼称についてはセミナー、講習等であっても差し支えありません。）
 - ア 次のaのみ、またはaとbの組み合わせにより実施される訓練であること
 - a 支給対象者の再就職先での職務の遂行に必要な技能・知識の向上を図るものであること（例：技能習得に係る訓練、ビジネススキル・ソーシャルスキル習得に係る訓練等）
 - b 支給対象者のキャリア形成に役立つ事項に係る技能・知識の向上や理解の促進を図るものであること（例：キャリア意識形成に係るセミナー、将来設計・独立起業に係るセミナー、メンタル・セルフコントロールに係るセミナー等）
 - イ aとbの組み合わせにより訓練を行う場合、aとbの訓練の時間数の合計に占めるbの時間数の割合が3割以下であること
 - ウ 趣味教養と区別がつかないもの、再就職に必要な能力の開発・向上に関連しないもの、安定した雇用に結びつくことが期待しがたいと認められるもの、就職活動のノウハウに係るものではないこと
 - エ 通信教育・eラーニングによるものでないこと
- ③ 委託に係る契約締結日から助成対象期限までの間に1か月以上（訓練を実際に実施する訓練期間の初日にあたる日から最終日にあたる日までの期間が1か月以上であり、当該期間を初日から1か月ごとに区分した場合に各月あたり50時間以上の訓練であること。）実施されるものであり、そのうち支給対象者が8割以上受講すること。なお、支給対象者の就職の内定等により予定されていた訓練が受講できなかった場合は、当該受講の最終日までの期間において8割以上受講していること
- ④ 訓練の実施費用について申請事業主が全額負担していること。ただし、訓練の実施費用の総額が1か月あたり6万円を超える場合においては、1か月あたり6万円以上を申請事業主が負担していること（後記、支給額の1（2）②参照）
- ⑤ 委託契約書に、訓練の実施および申請事業主による費用の負担について明記されていること
- ⑥ 職業紹介事業者が訓練の適切な実施とその確認について責任を負い、その実施状況（各支給対象者ごとの実施日、受講時間、実施した訓練内容等）について証明を行うものであること

(3) グループワーク

委託先の職業紹介事業者に、次の①～⑥のすべてを満たすグループワークを行わせること

- ① 再就職支援の一部として、委託先の職業紹介事業者によって実施される、支給対象者の再就職の実現に資するものであること
- ② 支給対象者を含む、職業紹介事業者による再就職支援を受けている2人以上の求職者同士で、就職活動に資する意見交換・情報交換等を行い、相互の交流を深めるものであること（テーマ例：就職活動を進めるに当たっての悩み・課題、業界研究等）
- ③ 委託に係る契約締結日から助成対象期限までの間に、3回以上（各1回あたり1時間以上）実施されるものであること
- ④ 実施費用について、申請事業主が全額負担していること。ただし、費用の総額が1万円を超える場合においては、1万円以上を申請事業主が負担していること（後記、支給額の1（2）③を参照）
- ⑤ 委託契約書にグループワークの実施および申請事業主による費用の負担について明記されていること
- ⑥ 職業紹介事業者がグループワークの適切な実施とその確認について責任を負い、その実施状況（各支

給対象者ごとの実施日、実施時間、実施した内容等)について証明を行うものであること

4 再就職実現申請分(休暇付与支援)の対象となる措置

本奨励金のうち「再就職実現申請分(休暇付与支援)」は、次の①～③のすべての措置をとった場合に対象となります。

① 再就職援助計画の認定または求職活動支援基本計画書の提出

2(1)と同じ。ただし、2(1)①イおよび②イの要件については、再就職援助計画または求職活動支援基本計画書に、対象者に在職中から円滑な求職活動が行える環境を整えるための休暇を付与する旨を記載することとします。

② 休暇付与

支給対象者に対して、在職中から円滑な求職活動が行うことに活用できる1日以上(労働基準法第39条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く)を与え、当該休暇の日について、労働日に通常支払われる賃金の額以上の額を支払っていること

③ 再就職の実現

支給対象者が、その離職の日の翌日から起算して6か月以内(支給対象者が45歳以上の者の場合は9か月以内)に、雇用保険の一般被保険者として再就職を実現すること

対象となる事業主

本奨励金を受給する事業主は、「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット7～8ページ)のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないことが必要です(ただし、Bの要件のうち6は問いません。)

注意

- 1 「再就職実現申請分(再就職支援)」および「再就職実現申請分(休暇付与支援)」の支給を受ける場合、支給対象者の再就職の日の前日から起算して1年前の日から当該再就職の日の前日までの間において、支給対象者の再就職先との関係が、資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある場合は、支給対象にはなりません。
- 2 再就職支援の実施について委託契約を締結した職業紹介事業者(関連事業主を含む)から、支給対象者の離職日の前日から1年前の日以後(ただし、委託契約日が平成28年4月30日以前の場合は同年4月1日以後)、当該支給対象者に係る再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を公共職業安定所に申請又は提出した日までの間に、退職コンサルティング(※7)を受けた場合

※7 ここでの退職コンサルティングとは再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の対象となる退職者が具体的に決定し当該再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を公共職業安定所に申請又は提出する日以前に、再就職支援を受託する職業紹介事業者が申請事業主に対して行う働きかけであって、解雇・退職勧奨・希望退職募集等の人員削減に関して、①その実施を提案すること、②制度設計の支援(対象者の選定基準の設定を含む)をすること、③実施方法(対象者との面接方法を含む)のコンサルティング(相談・助言・研修・マニュアル・参考資料の提供等)をすることをいいます。それが法令違反に該当するか否か、有料であるか否か、契約を交わしているか否か、人員削減方針やその公表があるか否か、人員削減の具体的方法が決定しているか否か、申請事業主からの依頼があったか否かを問いません。

なお、再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の対象となる退職者が具体的に決定する前の接触であっても、人員削減の働きかけを伴わない形で行われる、本助成金の対象者となる退職者が具体的に決定した後に行うこととなる再就職支援サービスや本助成金の内容の説明・情報提供は退職コンサルティングに含まれません。

支給額

1 本奨励金は、実施した措置並びに支給対象者の年齢（再就職援助計画の認定日または求職活動支援基本計画書の提出時点の年齢）および企業規模に応じ、支給対象者1人あたり下表の額が支給されます。（1年度1事業所当たり500人分を上限とします。）なお、委託に係る契約金額の総額を以下「委託総額」といいます。

(1) 委託開始申請分

中小企業事業主	中小企業事業主以外
10万円（委託総額が20万円に満たない場合は、委託総額×1/2）	

(2) 再就職実現申請分（再就職支援）

再就職実現申請分（再就職支援）の支給額は、次の①～③の合計額から、「(1) 委託開始申請分」によって支給された額を控除した額です。

なお、①～③の合計額については、委託総額または60万円のいずれか低い方を上限とします。

① 再就職支援

中小企業事業主	中小企業事業主以外
(委託総額－②訓練加算の額 －③グループワーク加算の額) × 2/3（45歳以上の場合4/5）	(委託総額－②訓練加算の額 －③グループワーク加算の額) × 1/2（45歳以上の場合2/3）

② 訓練加算

中小企業事業主	中小企業事業主以外
6万円/月（上限3か月分）	

③ グループワーク加算

中小企業事業主	中小企業事業主以外
3回以上実施で1万円	

(3) 再就職実現申請分（休暇付与支援）

中小企業事業主	中小企業事業主以外
休暇付与1日あたり8,000円 (上限180日分)	休暇付与1日あたり5,000円 (上限180日分)

なお、労働日に通常支払われる賃金の額が8,000円または5,000円に満たない場合は、当該額が休暇付与1日あたりの支給額になります。

受給手続

本奨励金を受給しようとする事業主は、次の1または2の支給申請期間中に、「支給申請書」に必要な書類を添えて（※8）、管轄の労働局（※9）へ支給申請してください。なお、支給申請日までに、申請事業主が負担する委託に要する費用が確定し、その支払いを終えていることが必要です。

1 「委託開始申請分」と「再就職実現申請分」を分けて支給申請する場合の支給申請期間

「委託開始申請分」は、支給対象者の「委託の契約締結日」（※10）以降その翌日から起算して2か月以内

「再就職実現申請分」は、支給対象者の再就職の日以降、「助成対象期限」（※10）の翌日から起算して2か月以内

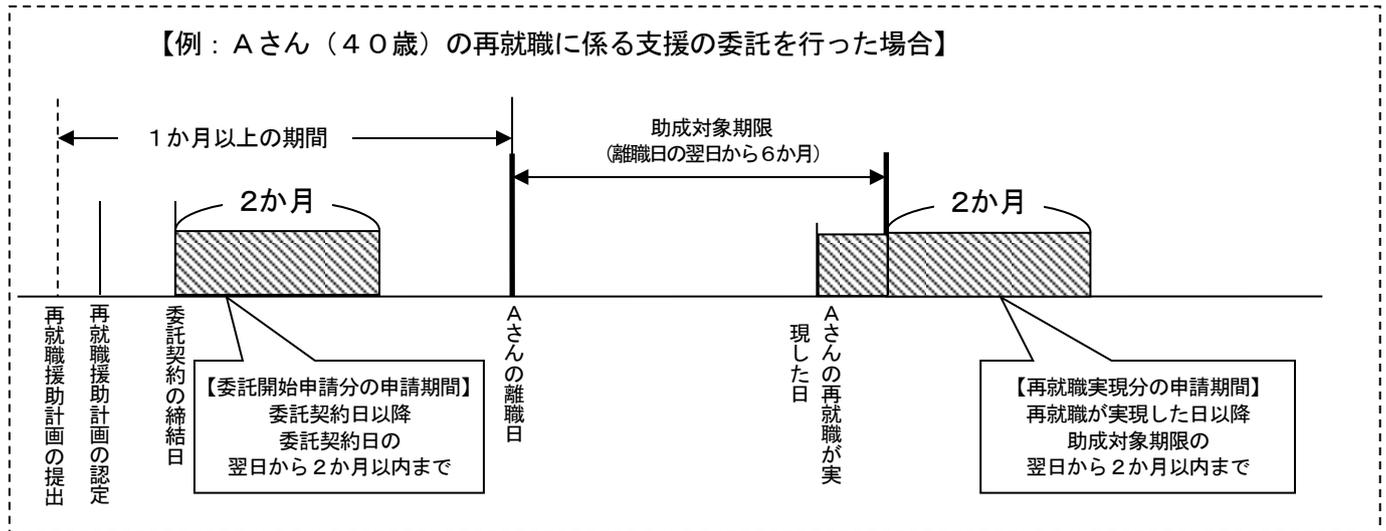
2 「委託開始申請分」と「再就職実現申請分」をまとめて支給申請する場合の支給申請期間
支給対象者の再就職の日以降、「助成対象期限」（※10）の翌日から起算して2か月以内

※8 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※9 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます。

※10 複数の支給対象者がいる場合、最後の支給対象者の「委託の契約締結日」または「助成対象期限」とします。
当該期限までに複数名分をまとめて申請してください。

(参考) 受給手続きの流れ



利用にあたっての注意点

- 1 本奨励金の支給申請から支給決定までの間および支給終了後において、総勘定元帳等の帳簿の提示を求められることがあります。
- 2 平成28年4月以後に支給申請手続きを行う際には、平成28年4月改正の制度が適用されますので、改正後の様式で手続きを行っていただく必要があります。
- 3 そのほか本奨励金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD～Fにご留意ください。
本奨励金の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。